

13. 地方公共団体対策技術率先導入補助事業

連絡先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 TEL：03-3581-3351(内線6780)

◆事業の概要

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには二酸化炭素排出量の増加が著しく、増加に歯止めのかからない業務部門における実効性かつ即効性のある対策の推進が不可欠である。そこで、地方公共団体が率先的に実施する、先進的かつ先導的な代エネ・省エネ設備の効果的な導入を行うモデル的な取組に対して支援を行い、業務部門における確実なCO2排出量削減を目指す。

◆対象事業等

(1) 事業内容

①地方公共団体が所有する業務施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に基づき、以下の要件を満たす代エネ・省エネ設備導入を行う取組の中で、普及啓発効果やCO2削減量などを明記したCO2削減計画をふまえ、効果の大きい提案について支援する。

対象施設・設備	対象の要件
(I)再生可能エネルギー設備	
ア. 太陽光発電	定格出力50kW以上。
イ. 太陽熱利用冷暖房システム	太陽熱を利用して冷暖房を行うシステムであるもの。
ウ. 小水力発電	発電以外の用途に供される工作物に設置される定格出力1,000kW以下のもの。
エ. バイオマス熱利用	ライフサイクル温室効果ガス削減率が50%以上、かつバイオマス利用率が80%(低位発熱量)以上であること。
オ. その他の再生可能エネルギー設備	アからエに掲げる設備と同等以上の効果を有する設備であって、CO2削減率10%以上かつCO2削減費用が1万円以下であるもの。
(II)省エネルギー等設備	
ア. 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50kW以上であるもの。
イ. 燃料電池	発電出力が1kW級以上で、かつ、発電効率が30%以上(低位発熱量基準)であるもの。
ウ. その他の省エネルギー設備	以下の全ての要件を満たすもの。 (ア)庁舎等の建物全体の省エネルギーを図るもの又は新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。 (イ)CO2削減率が10%以上かつCO2削減費用が1万円以下であるもの。

②シェアード・セイビングス・エスコ事業により、高い水準で地方公共団体等の設備の省エネ化を図る民間事業者に対して、省エネ設備の導入等に必要の費用の一部を支援する。

(2) 補助対象者

①地方公共団体(*)、②地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコを用いて省エネ化を行う民間団体等

***グリーンニューディール基金交付対象自治体を除く。**

(3) 補助率

1/2 (①の事業の補助下限額：600万円、 ②の事業の補助上限額：1億円)